

平成 28 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 アズビル株式会社

代表者名 代表取締役社長 曾禰 寛純

(コード番号：6845 東証第 1 部)

問合せ先 執行役員常務 グループ経営管理本部長 横田 隆幸

(TEL：03-6810-1009)

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の廃止に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 9 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号。以下「本基本方針」といいます。）、並びに、本基本方針を実現するための特別な取組み（同条第 3 号ロ(1)）として、新株及び新株予約権の割当て等を用いた具体的な買収防衛策について定めていない「大量買付ルール」を決定し、その後、大量買付ルールを更新してまいりましたが（本基本方針と更新後の大量買付ルールとを総称して、以下「本基本方針等」といいます。）、本日開催の取締役会において、本基本方針等を廃止することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせします。

－ 記 －

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、平成 20 年 5 月 9 日開催の取締役会において、本基本方針及び大量買付ルールを決定し、その後、大量買付ルールを更新してまいりました。

現在の大量買付ルールは、平成 26 年 5 月 12 日の取締役会により更新されたものであり、その有効期間は平成 29 年 6 月 30 日までとなっておりますが、有効期間内であっても当社の取締役会は、大量買付ルールを廃止することができることとなっております。

当社は、本基本方針を決定した以後においても、経営計画の着実な実行による企業価値の向上、株主還元、コーポレートガバナンスの強化に積極的に取り組むとともに、経済情勢、市場動向など当社を取り巻く経営環境の変化を常に留意しつつ、本基本方針等の取り扱いについては慎重に議論を重ねてまいりました。その結果、現時点においては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点からみた本基本方針等の意義が相対的に低下したものと判断したため、本日開催の取締役会において、本基本方針等を廃止することを決議いたしました。

以上